

中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏 名

資 産 区 分	租税特別措置法第10条の3第1項各号の該当号及び特定生産性向上設備等の該当区分		①	第 号 特定生産性向上設備等	第 号 特定生産性向上設備等	第 号 特定生産性向上設備等	第 号 特定生産性向上設備等	第 号 特定生産性向上設備等		
	種 類		②							
	機 械 装 置 等 の 名 称		③							
	取 得 年 月 日		④	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
	指定事業の用に供した年月日		⑤	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額			⑥	円	円	円	円	円		
改 定 取 得 価 額 (⑥又は⑥× $\frac{75}{100}$)			⑦							
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算										
本 年 分	特定 生産性 向上 設備 等 以 外 の もの	取 得 価 額 の 合 計 額 (⑦のうち特定生産性向上設備等 以外のものに係る額の合計額)	⑧	円	本 年 分	特定 生産性 向上 設備 等	本 年 税 額 控 除 可 能 額 (⑩と⑪のうち少ない金額)	⑬	円	
		税 額 控 除 限 度 額 (⑧× $\frac{7}{100}$)	⑨				所 得 税 額 超 過 構 成 額	⑭		
		調 整 前 事 業 所 得 税 額	⑩				本 年 税 額 控 除 額 (⑬-⑭)	⑮		
		本 年 税 額 基 準 額 (⑩× $\frac{20}{100}$)	⑪			前 年 繰 越 分	差 引 本 年 税 額 基 準 額 残 額 (⑪-⑬-⑮)	⑯		
		本 年 税 額 控 除 可 能 額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫				繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (⑮の「平成 年分」)	⑰		
		所 得 税 額 超 過 構 成 額	⑫				同 上 の うち 本 年 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 (⑯と⑰のうち少ない金額)	⑱		
	特定 生産性 向上 設備 等	本 年 税 額 控 除 額 (⑫-⑫)	⑬			所 得 税 額 超 過 構 成 額	⑲			
		取 得 価 額 の 合 計 額 (⑦のうち特定生産性向上設備等 に係る額の合計額)	⑭		本 年 分	本 年 繰 越 税 額 控 除 額 (⑱-⑲)	⑳			
		税 額 控 除 限 度 額 (⑭× $\frac{10}{100}$)	⑮			所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 (⑱+⑲+⑳)	㉑			
		本 年 税 額 基 準 額 残 額 (⑪-⑫)	⑯							
		翌 年 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算								
		年 分		前 年 繰 越 額 又 は 本 年 税 額 控 除 限 度 額		本 年 控 除 可 能 額 等		翌 年 繰 越 額 (㉑-㉒)		
		㉓		㉔		㉕				
平成 年分 (前 年 分)		(前年の㉓の本年分の金額) 円		円						
本年分	生 産 性 以 外	(㉓の金額)		(㉔の金額)		外 円				
	生 産 性	(㉓の金額)		(㉔の金額)		外				
本 年 分 計										
合 計										
機 械 装 置 等 の 概 要										

(平成26年分以降用)

中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小事業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第3項、第4項及び平成29年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）10条の3第6項に規定する中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の3」と記載してください。

（注1）平成27年分以前においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「中小事業者」を平成27年改正前の措法第10条第4項に定める「中小企業者」に、「⑩」欄の「調整前事業所得税額」を同法第10条の3第5項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

（注2）平成29年分以後においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「特定生産性向上設備等」を「平成29年3月31日以前に取得等した特定生産性向上設備等」に読み替えて使用します。また、「①」欄の「第 号」には、旧措法における該当号を記載します。

1 記載要領

(1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。

なお、旧措法10条の3第6項に規定する特定生産性向上設備等に該当するものである場合には、「特定生産性向上設備等」を○で囲みます。

(2) 「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類又は設備の名称を記載します。

(3) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4) 「⑦」欄には、（旧）措法第10条の3第1項第4号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額に $\frac{75}{100}$ を乗じ

て計算した金額を記載します。

(5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii} \text{（※2）}}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、（旧）措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（（旧）措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（（旧）措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（（旧）措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（（旧）措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（（旧）措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（（旧）措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（（旧）措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び（旧）東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「（旧）震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(6) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑫」欄のBの金額を記載します。

(7) 「⑰」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑬」欄のBの金額を記載します。

(8) 「㉑」欄には、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額及び「⑱」欄の金額を控除した額を記載します。

ただし、措法第10条の5の2第3項の適用を受ける場合は『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を、措法第10条の5の3第3項の適用を受ける場合は『特定中小事業者が特定経営力控除設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑬」欄の金額を当該額から控除した後の額を記載します。

(9) 「㉔」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑪」欄のBの金額を記載します。

(10) 平成26年分の所得税につきこの特別控除の適用を受ける場合の「㉗」欄の「平成 年分（前年分）」には、前年分の「㉓」欄の本年分の金額を転記します。

(11) 「㉙」欄の外書には、「生産性以外」欄の外書には「⑬」欄の金額を記載し、「生産性」欄の外書には「⑰」欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

(12) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の3、旧措法第10条の3、平成29年改正法附則46